

**Whistleblower Policy
(Japanese Version)**

内部告発者方針

目次

1.	目的	3
2.	範囲	3
3.	内部告発者の申立	3
4.	内部告発者の保護	3
5.	内部告発のプロセス	3
6.	企業オンブズマン	5
7.	調査手続き	5
8.	文書の保持	5
9.	改正	5
10.	通知	5
11.	年次確認書	5
12.	内部部告発者と認識	6
13.	任務および責任	6
14.	付録A-連絡先	8

1. 目的

この方針の目的は、Tech Mahindraが倫理的、道徳的、法的な業務遂行の最高水準に至るコミットメントとオープンなコミュニケーションへのコミットメントに沿って懸念を表明する手段を提携者（永続的または契約）、投資家、顧客、ベンダーおよびその他のステークホルダー（以下、総称してステークホルダーという）に提供することです。

善意の内部告発のために、従業員の報復または犠牲からの保護のために必要な手段を提供すること。

Tech Mahindraは、すべてのステークホルダーにコミュニケーションを促し、倫理違反、違法行為、または当社への不適切で有害な行為の疑いに気づいたときは、行動し実践することを奨励しています。

Tech Mahindra内部告発者方針は、ステークホルダーが実際の違反行為または疑わしい行為を告発するための重要な手段です。

この方針は、ステークホルダーが、会社法およびSEBIを含む法令、規則および規制を含む、倫理的企業行動規範、会計、内部会計管理、監査事項、および適用される国内法および国際法の違反の実際または疑いに関連する懸念を提起する方法を示しています。

2. 範囲

この方針は、TECH MAHINDRAのすべての投資家、提携者（永続的および契約）、顧客、サプライヤー/ベンダーに適用されます。

3. 内部告発者の申立

「内部告発者の申立」とは、申立人/告発者（申立を提起した者）が、Tech Mahindra（またはTech Mahindraの役員および提携者）が、倫理的企業行動規範、内部会計管理、監査事項、および法令、規則、規制を含む適用可能な国内法および国際法に違反している、もしくは違反の疑いがあることを申し立てることです。

Tech Mahindraに潜在的な問題を警告することで、企業環境への対応の促進に役立ち、Tech Mahindraの評判を守ることとなります。すべてのステークホルダーにはそのような懸念をできるだけ早く提起する義務があります。

すべてのステークホルダーは、企業オンブズマンに懸念事項の申立を行うものとし、企業オンブズマンに対する懸念事項がある場合は、取締役会の副会長に申し立てます。

4. 内部告発者の保護

Tech Mahindraは、規範違反の懸念の提起または申立に対する懲罰を禁止します。提携者は懸念を提起によっていかなる方法でも不利益を受けていることはありません。報復の疑いがあれば調査され、判明した場合、適切な措置が講じられます。提携者はHRまたは企業オンブズマンに報復の疑いを提起することができます。

5. 内部告発のプロセス

1. 内部告発者は、企業オンブズマンに懸念を提起することができます。
 - a. CORPORATE OMBUDSMAN@techmahindra.com にメールを送信する。

- b. また、0120-453-4450に電話で申し立てることもできます。口頭での申立は通常、企業オンブズマンが口頭での申立を転記して文書化します。
2. 受理された内部告発者のすべての申立は、企業オンブズマンまたは企業オンブズマンで構成される救済委員会によって審査されます。企業オンブズマンまたは委員会は、提起された問題が内部告発者の申立に該当するかを評価します。救済委員会が審査する場合、仲裁人は、告発された問題が内部告発者の申立に該当するかどうかを詳述する報告書を企業オンブズマンに提出しなければなりません。企業オンブズマンまたは救済委員会は、受理後48営業時間以内に申立に対応しなければなりません。
3. 内部告発者は自分の身分を明らかにし、Tech Mahindraは報復に対して告発者を保護しなければなりません

注意： 問題を匿名で提起するかどうかは、内部告発者自身が判断することができます。問題が適切に調査されるために、内部告発者は、申立の詳細と共に身分の開示を選択することができます。匿名の申立も適切かつ誠実に検討されますが、内部告発者が身分の開示を選択した場合、申立を十分に調査するためのより多くの利便性があります。内部告発者の身分は、最大限合理的な範囲で機密保持されなければなりません。

悪意のある申立：提携者やその他のステークホルダーによる悪意のある根拠のない申立は、懲戒処分につながる可能性があり、場合によっては解雇またはその他の適切な措置を講じられる可能性があります。

4. 企業オンブズマンによって評価が行われると、救済委員会は以下を行います。
 - 効果的な調査を実施するために必要な情報を入手するには、提携者 / 顧客 / ベンダーにご連絡ください。
 - 問題を調査するための措置について説明します。

注意： 調査に関係する内部告発者も、すべての議論の機密保持を求められます。これは、調査の健全性と内部告発のプロセスを総合的に保護するために重要です。

調査を担う企業オンブズマンまたは救済委員会は、すべての調査を客観的に行わなければなりません。必要に応じて、Tech Mahindraの法律顧問が法的な情報を提供します。

5. 企業オンブズマンと指定役員は、調査の進捗状況について内部告発者にフィードバックを提供しなければなりません。
6. 企業オンブズマンは、四半期中に受理したすべての申立の報告書を、次の四半期に開催される第1回または他の役員会議で、理事会に提出しなければなりません。報告書には、すべての申立、状況および企業オンブズマンが適切または必要と判断したその他の情報の詳細が含まれます。

6. 企業オンブズマン

企業オンブズマンは、主に組織内のコンプライアンス問題の監督と管理を担当しています。企業オンブズマンは、当社とその関連会社が社内の方針と手順を遵守していることを保証する責任を負います。

企業オンブズマンの連絡先については添付資料Aをご参照ください。

7. 調査手続き

Tech Mahindraの倫理的企業行動規範の不遵守に対する申立は、企業オンブズマンによって定められた手順に従って調査されます。調査後に遵守していないと判断された提携者/関係者は、解雇を含む適切な懲戒処分に課される可能性があります。Tech Mahindraの調査プロセスには次のものが含まれます。

- ステークホルダーは直ちに企業オンブズマンに、必要な証拠と文書を添えて書面により申し立てる必要があります。
- 7名以上の専門家で構成される救済委員会は、社内で適切な知識と客観性をもって形成されます。この委員会のメンバーは、内部告発者の申立に受理後48営業時間内に 対応しなければなりません。
- 救済委員会は、申立日から15～45営業日以内に調査を行い、報告書を提出しなければなりません。
- 救済委員会は、適切な管理者に是正措置を勧告して実施しなければなりません。被疑者が有罪と判定された場合は、企業オンブズマンによって処罰が定められ、HRによって実施されます。
- 申立人には、最終的な結果についての情報が提供されます。

8. 文書の保持

書面で受理した申立またはそれに関連する調査結果とともに文書化された申立はすべて、当社によって最低7年間保持されるものとします。

9. 改正

当社取締役会は、この方針の全部または一部をいつでも改正する権利を留保します。

10. 通知

新しい提携者には、就任式で人事部の方針について通達します。この方針は随時改正され、当社のウェブサイトに掲載されます。

11. 年次確認書

当社は、監査委員会への個人による申立を否定していないこと、内部告発者とその個人的立場を不利するような行為から保護することを毎年確認しなければなりません。確認書は、当社の年次報告書に添付されたコーポレート・ガバナンス報告書の一部を構成するものとします。監査委員会委員長の連絡先については、添付資料Aをご参照ください。

12. 内部告発者への報酬と認識

- カテゴリ1：内部告発の対象となるすべての案件に対する評価。- オンブズマンチームが発行する証明書/レター。
- カテゴリ2：調査結果でUS\$10000以内のコスト削減があった全内部告発者にINR5000（インド拠点の従業員） / US\$100（オンサイトベースの従業員）の報酬+認定
- カテゴリ3：調査結果でUS\$100万以内のコスト削減があった全内部告発者にINR5L（インド拠点の従業員） / US\$10000（オンサイトベースの従業員）の報酬+認定。

13. 任務および責任**ステークホルダー：**

1. 不正に気づいた最初期に当社にお知らせください。証拠を提出する必要はありませんが、十分な懸念が必要です。
2. 完全な機密性を維持し、調査期間と協力してください。
3. この方針の目的は、重大で深刻な問題を最前線に持ち込むことであり、軽度の申立を意図したものではありません。従業員による悪意のある申立は、懲戒処分につながる可能性があります。
4. 内部告発者は報復から保護される権利があります。しかし、これは申立と調査の対象となっている案件の共謀に関する免責にまで及んでいません。
5. 例外的事案として、内部告発者が企業オンブズマンの調査結果に満足していない場合、Tech Mahindra監査委員会委員長に直接的訴えることができます

企業オンブズマン：

1. 方針が実行されていることを確認してください。
2. 訴求の明確な信頼性を確認してください。初回申立の調査結果でこれ以上の調査が必要ない場合は、問題を終了してください。
3. 初回申立の文書化
4. さらなる調査が必要な場合は、救済委員会を任命することでこれを実施してください。
5. 取締役会に四半期報告書を提出し、CEOおよび人事部長にコピーを提出してください。
6. 申立人に申立の受理を報告し、当社の業務遂行基準を守る 行動に対し感謝を伝えてください
7. 申立人に必要な保護措置が提供されていることを確認してください。

救済委員会：

1. 公正で偏見のない方法で申立を処理してください。
2. 確実に完全な事実認定を実施してください。
3. 厳重な秘密保持を行ってください。
4. 不正が行われたかどうか、もしそうなら誰によって行われたかを調査の結果で判断してください。
5. 適切な措置を勧告し、解雇や予防措置を含む懲戒処分を提案する。
6. 委員会の議事録を記録し、最終報告書を文書化する。

7. 最終報告書を企業オンブズマンに提出してください。

最 :

1. 企業オンブズマンから法定理事会への四半期報告書を表にしてください。
2. 確認 必要 行動 の 勧告 の その 企業オンブズマン/ 委員会。
3. 調査チームとの完全な協力を提供する。
4. 調査結果を通知を受ける。
5. 企業オンブズマンの決定に同意する。
6. 厳重な秘密保持を行ってください

14. 付録A-連絡先**企業オンブズマン：**

氏名	サンイル・サンガー
住所	Tech Mahindra社 PlotNo58A&B, NSEZ, PhaseII, Noida (U. P.)-201301, India
電話	0120-488-4450
メール	CORPORATEOMBUDSMAN@techmahindra.com

監査委員会委員長：

氏名	TN Manoharan
住所	No. 27, SubramaniamStreet AbhiramapuramChennai -600 018, Tami INadu, India.
電話	+91-0-9884061100
メール	tnm@mca.co.in

取締役会副議長：

氏名	ヴィニート・ナイヤール
住所	Tech Mahindra Limited PlotNo. 1, PhaseIII, RajivGandhi InfotechPark, H iniewadi, Pune411057
電話	020-42250001
メール	vnayyar@techmahindra.com